

### Q3. 基金に加入した時の事業主のメリットは？

A

事業主は、年々増えていく退職金支払いのために必要な資金を毎月の掛金として計画的に**社外積立**として準備できるうえ、毎月の掛金は**税法上「全額損金」扱い**になりますので、実質の負担が大きく軽減されます。

従業員の「将来の年金の終身にわたる増額」や基金の行う様々な「福祉事業」の付加価値がつき、企業の信頼感の向上・優秀な人材の確保や定着につながるなど、多くのメリットがあります。